◇赤字削減・解消計画

◆平成30年度策定

（単位：千円）

市町名	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次	第8年次	赤字削減・解消のための基本方針	赤字削減・解消のための具体的取組内容
		年　度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
大紀町	28,952	赤字削減(予定)額	▲ 17,741	▲ 18,331	24,208	6,269	15,987	▲14,754	26,593	(6,721)	・保険税率の改定 ・収納率の向上	・保険税率を段階的に引上げ。 ・収納率向上の取組では、三重地方税管理回収機構への移管を実施。

＊川越町及び紀宝町においても平成30年度に赤字削減・解消計画を策定していが、川越町は令和３年度決算、紀宝町は令和元年度決算において赤字額を解消した。

＊木曽岬町は平成31年度に赤字削減・解消計画を策定していが、令和４年度決算において赤字額を解消した。

◇三重県国民健康保険運営方針（抜粋）

第3節　赤字削減・解消の取組、目標年次等

1　定義

削減・解消すべき赤字とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金(以下「法定外繰入金」という。)」と「繰上充用金の新規増加分」の合計額とします。
法定外繰入金とは、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」と「保険者の政策によるもの」を指し、それ以外の保健事業や基金積立に充てるもの等は、削減・解消すべき赤字とはしません。
また、法定外繰入金の額等を除いた場合の単年度実質収支額が黒字である場合には、赤字とはみなさず、法定外繰入金の額等を加えた収入額が支出額を超えて黒字に相当する額については、赤字に含めないものとします。

2　取組・目標年次等

赤字が発生した市町は、収納率向上や医療費適正化等の取組を積極的に行うとともに、適正な保険料を設定し、計画的、段階的に赤字の削減・解消を図ります。目標年次、削減・解消に向けた取組等を定めた計画を策定して取組を実施し、毎年度、その取組状況や改善結果等を連携会議で報告するものとします。赤字削減・解消の目標年次は5年以内を基本とします。
なお、決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町を、赤字解消計画を作成する必要がある市町とし、単年度の特殊要因による赤字は計画作成の対象外とします。
全ての市町において、第2期運営方針の対象期間の折り返しである、令和8(2026)年度決算において赤字を解消することとします。